

日本公庫のセーフティネット貸付が大幅増加

～ 平成21年度上半期は前年度同期比4倍、中小・小規模企業等の資金繰りに貢献 ～

株式会社日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、経営環境等の悪化に伴い、資金繰りに困難をきたしている中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまを支援する特別貸付制度「セーフティネット貸付」の平成21年度上半期(4月～9月)における融資実績を公表しました。

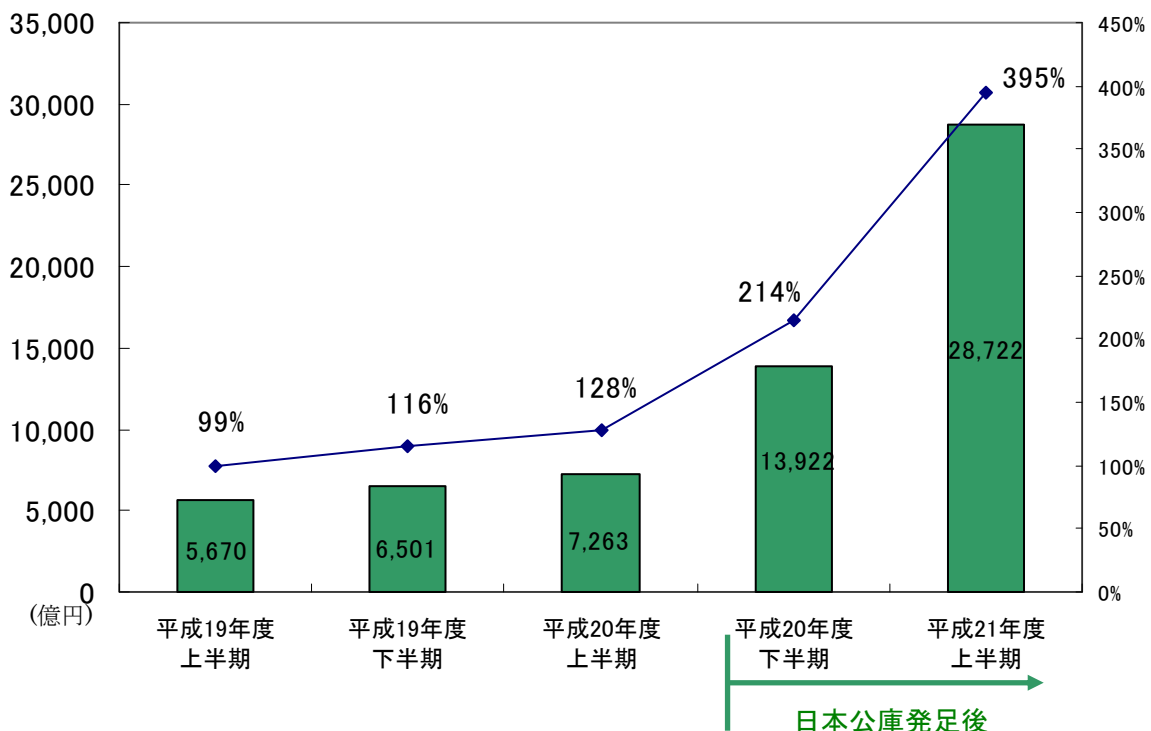
昨年秋以降の景気後退に伴い、平成21年度上半期における「セーフティネット貸付」の融資実績額は、2兆8,722億円、前年度同期比395%と大幅に増加しました。四半期別で見ると第2四半期は1兆3,000億円と第1四半期に比べ2,722億円減少しましたが、前年度同期比344%と依然として高い水準で推移しています。また、日本公庫が発足した平成20年10月から1年間の累計融資額は4兆2,645億円となりました。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後もセーフティネット機能を発揮し、中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまを全力で支援していきます。

セーフティネット貸付の実績(国内3事業計)(平成21年9月末 速報値) (単位:億円)

	20年度上半期	20年度下半期	21年度上半期	21年度上半期		日本公庫 発足後累計
				第1四半期	第2四半期	
セーフティネット貸付 融資額(対前年度同期比)	7,263 (128%)	13,922 (214%)	28,722 (395%)	15,722 (451%)	13,000 (344%)	42,645 (310%)

セーフティネット貸付実績(国内3事業計)の推移グラフ



○セーフティネット貸付の概要（国民生活事業・中小企業事業）

		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金
融資対象者		<p>社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業績が悪化している方</p> <p>※『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口」など、特別相談窓口の対象者に該当する場合も、ご利用が可能です。</p>	<p>金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方や、国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方</p>	<p>関連企業の倒産に伴い経営に困難を来している方</p>
資金使途		運転資金、設備資金		運転資金
貸付 限度額	国民生活事業	4,800万円	別枠 4,000万円	別枠 3,000万円
	中小企業事業	7億2,000万円	別枠 3億円	別枠1億5,000万円
貸付期間 (据置期間)		<p>運転資金： 8年以内（3年以内）</p> <p>設備資金： 15年以内（3年以内）</p>		<p>運転資金： 8年以内 (3年以内)</p>
利 率		<p>基準利率</p> <p>ただし、次に掲げる要件に該当する運転資金は、それぞれに定める利率が適用されます。</p> <p>①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率－0.1%」</p> <p>②最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率－0.3%」</p> <p>③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率－0.4%」</p> <p>※中小企業事業における基準利率の上限は3%（運転資金のみ）</p>		<p>基準利率</p> <p>ただし、一定の要件を満たす場合は、倒産による影響度合いに応じ、「倒産対策利率A」または「倒産対策利率B」が適用されます。</p>
		<p>※国民生活事業における「第三者保証人等を不要とする融資」の上乗せ利率（現行0.65%）を0.3%引き下げ</p>		

○農林漁業セーフティネット資金（農林水産事業）

農林漁業セーフティネット資金	
融資対象者	<p>災害による被害、行政指導、社会的・経済的環境の変化など、本人の責めに帰さない事由により、経営の維持安定に資金が必要な農林漁業者の方。</p> <p>※当該資金のご利用には、各種の要件を満たす必要があります。</p>
資金使途	経営の維持安定に必要な長期運転資金
貸付限度額	<p>300万円</p> <p>特認 年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）</p>
貸付期間（据置期間）	10年以内（3年以内）
利 率	<p>0.90～1.05%（平成21年9月18日現在）ただし、以下の制度を活用する場合は実質無利子（※）</p> <p>※利子助成を受けることでお客様の利子負担を引下げる（上限2.0%）措置です。</p> <p>（農業）</p> <p>①農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業</p> <p>認定農業者等であって、省エネ・低コスト化に取り組んでいる又は取組もうとしていること。</p> <p>②農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業</p> <p>認定農業者等であって、全国農業会議所等の経営診断を受診していること。</p> <p>（林業）</p> <p>農林漁業セーフティネット資金利子補給事業</p> <p>林業経営改善計画の認定を受けた者であって、省エネ・低コスト化に取り組んでいる又は取組もうとしていること。</p> <p>（漁業）</p> <p>漁業経営改善緊急対策事業（セーフティネット型）</p> <p>漁業経営改善計画又は漁業経営安定計画の認定を受けていること。</p>